

# 防府市鳥獣被害防止対策実施隊設置要綱

平成27年10月9日制定

(設置)

第1条 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条に基づく防府市鳥獣被害防止計画を円滑に実施するため、同法第9条に基づき防府市鳥獣被害防止対策実施隊（以下「実施隊」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 実施隊は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 鳥獣被害防止対策に係る相談に関すること
- (2) 鳥獣被害防止総合対策事業の実施に関すること
- (3) 有害鳥獣の捕獲に関すること
- (4) その他市長が必要と認めること

(実施隊員)

第3条 実施隊の隊員は防府市職員によって組織する。

- 2 実施隊員の任期は、4月1日又は新たに指名された日から最初に到達する3月31日までとし、再任を妨げない。
- 3 実施隊員は、第2条に掲げる所掌事項を実行する。

(事務局)

第4条 実施隊の庶務は、防府市産業振興部農林水産振興課林務水産係において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、実施隊に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。